

令和6年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和6年6月4日現在）

保険料段階	対象となる方		令和3～5年度		対象人数	構成比
			基準額 × 割合 = 年間保険料額(月額換算)			
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		79,440円 × 0.20 = 15,880円	(1,323円) ※軽減前【79,440円 × 0.37 = 29,390円】	33,203人	3.5%
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	79,440円 × 0.20 = 15,880円	(1,323円) ※軽減前【79,440円 × 0.37 = 29,390円】	125,110人	13.3%
第3段階		同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税 本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	79,440円 × 0.34 = 27,000円	(2,250円) ※軽減前【79,440円 × 0.54 = 42,890円】	68,498人	7.3%
第4段階		上記以外の方	79,440円 × 0.585 = 46,470円	(3,873円) ※軽減前【79,440円 × 0.59 = 46,860円】	59,503人	6.3%
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	79,440円 × 0.90 = 71,490円	(5,958円)	106,899人
第6段階 <基準額>		上記以外の方	79,440円 × 1.00 = 79,440円	(6,620円)	113,680人	12.1%
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の保険料算定用所得金額が120万円未満の方	79,440円 × 1.07 = 85,000円	(7,083円)	86,732人	9.2%
第8段階		本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方	79,440円 × 1.10 = 87,380円	(7,282円)	77,359人	8.2%
第9段階		本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方	79,440円 × 1.27 = 100,880円	(8,407円)	75,510人	8.0%
第10段階		本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方	79,440円 × 1.30 = 103,270円	(8,606円)	40,733人	4.3%
第11段階		本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方	79,440円 × 1.55 = 123,130円	(10,261円)	45,885人	4.9%
第12段階		本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方	79,440円 × 1.75 = 139,020円	(11,585円)	40,808人	4.3%
第13段階		本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方	79,440円 × 1.95 = 154,900円	(12,908円)	20,313人	2.2%
第14段階		本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方	79,440円 × 2.15 = 170,790円	(14,233円)	10,241人	1.1%
第15段階		本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方	79,440円 × 2.35 = 186,680円	(15,557円)	6,325人	0.7%
第16段階		本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	79,440円 × 2.50 = 198,600円	(16,550円)	9,676人	1.0%
第17段階		本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	79,440円 × 3.00 = 238,320円	(19,860円)	11,660人	1.2%
第18段階	本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	79,440円 × 3.25 = 258,180円	(21,515円)	3,535人	0.4%	
第19段階	本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方	79,440円 × 3.50 = 278,040円	(23,170円)	4,259人	0.5%	
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額 合計所得金額とは、介護保険法施行令上の合計所得金額 ※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。					計	939,929人